

第4回 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会 議事要旨

日 時：平成23年11月10日(木) 18:30～20:30

場 所：明石市役所 本庁舎8階806会議室

出席委員：田端会長、弘本副会長、武久委員、池内委員、桑原委員、中谷委員、山本委員、西野委員、森川委員、海士委員、岩濱委員

1. 会議開始のあいさつ

(事務局)：

ただ今から第4回(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を開催させていただきます。本日の検討委員の方々の出欠の確認ですが、1名欠席で、出席委員は11名となっております。

●事務局による議題の説明

2. 第3回検討委員会での主な意見について

(会長)：

みなさん、改めましてこんばんは。よろしくお願ひ致します。本日は、条例の検討内容につきまして議事が移って参ります。これまで、条例に関わる様々な議論をして参りましたが、この点について、議論の内容はおそらく大きく2つに分けられると思います。1つは、参画と協働の姿を追いかけていく、今回は協働についての条例ですが、つまり理想としての参画と協働社会というのは、どのようなものなのかについて追いかけていくことです。そして、もう1点は、参画と協働のうち協働にはルールがございますので、このルールにはどのようなものがあるべきなのかを議論することです。この2つがあると思います。条例に関しましては、基本的にルールの議論が中心になってくると思いますが、常に「こういう社会をめざした」といった議論も必要だと思ひます。単純にルールを定めていくのではなく、地域自治には「こういったまちを目指しましょう」といった条例がありますように、ある程度将来のまちの姿を想定しながら、あるいはこういったものが望ましいという事を想定しながら、検討を進めていく必要があると思ひます。もちろん、こうしたことは本来であれば総合計画にも反映されていることですが、明石の場合はコミュニティを中心にして、そのコミュニティの中で住民たちが自立して活動していく、活躍できるような協働のルールを考えていかなければいけないと思ひます。そうした点も考えながら、議論を進めて、条例項目の検討に入っていきたいと思っております。

それでは、事務局より様々な資料を準備して頂いておりますので、まず初めに第3回の検討委員会での主な意見の内容につきまして、説明をして頂こうと思ひます。お願ひ

致します。

(事務局) :

資料 1 により「第 3 回検討委員会での主な意見」について説明

(会長) :

ありがとうございました。先ほど申し上げましたように、ルールの問題やあるべき姿の問題などがありました。前回の意見で自分が言った意見とは少し違うというものがありましたら、指摘してください。また、せっかくこの場に前回議論した全ての委員の方々がいらっしゃいますので、資料を見て頂いた上で、私はこういう意見を持っています、この委員に意見を聞いてみたいという事がございましたら、出して頂きたいと思えます。

まず議題の 1 つにございましたのが、地域をどうするのかという問題です。小学校区にするのか、あるいは中学校区のセンターを活用するのかなど、いろいろな意見が出ましたが、時間の関係で十分に議論できずに途中で終了となりました。私は小学校区単位のまちづくりを基本として考えていますが、例えば中学校区のセンターのほうが重要なのではないかなど、そのあたりについていかがでしょうか。

(委員) :

私が重視しているのは、市民センターの役割です。防災や防犯という点から考えると、市民センターの機能は非常に大事だと思います。そこを展開したまちづくりというのは絶対に無視できないものですし、小コミに限定するとまちづくりに幅が出てこないのではないかと思います。実際に市民センターに配置されている職員の方がいらっしゃいますし、みなさん相応の責任を持って勤務をされていると思います。活用しないともったいないという気持ちもありますので、もう少し市民センターを使えないかなと考えています。

(会長) :

それはまちづくりの単位が小学校区では使いにくいということなのではないでしょうか。

(委員) :

例えば、地震とか津波とか危機感を感じた時に、消防団であるとか、誰がどんな組織を持ってどのような指示をしているのか、小コミがそうしたことをできるのかといった点です。具体的なところについては私にはまだ見えていない部分もありますが、そういったことは市民センターの役割ではないかと感じます。いざという時のことを考えると、市民センターの存在を無視できないと思います。

(会長) :

ありがとうございました。区域をどうするかという問題と、市民センターの議論とは分けなければならないと思います。つまり拠点または資源としての市民センターを区域でどう使っていくのかという問題と、地域の区域をどうするかという問題です。この点に関しては難しいところがあると思います。確かに委員のおっしゃるとおりで、防災について、小学校コミセンで出来るのか、実際にどこまでやっているのか、聞きたいところではあります。

(委員) :

市民センターというのは、リードする立場だと思っています。実際にリードできるかどうかは別にして、そういう立場であると思っています。小学校区単位の防災活動は、実働部隊、小コミあるいは校区の自治会などの事情を把握している団体が管理しています。例えば、明石にはいろいろな組織がありますが、全体的に小学校区単位にまとめていこうという方向がここ4~5年あります。防犯協会の場合は31支部あったものを直して、小学校単位に合わせて28支部にしています。地区社協といった団体も、中学校区単位から小学校区単位への移行が進んでいます。あとは、自主防災について。自主防災そのものは単位自治会がそれぞれ組織して、それを校区でまとめるという形になっています。方向性としては、魚住小学校区の場合はそういう形となっています。どの地域もあまり変わらないとは思いますが、そうした点を考慮しますと、やはり小学校区単位かなという気がしています。

(委員) :

私も同じような意見です。やはり細かく協働のまちづくりを進めるなら、小コミがいいと思います。ただし、小コミでは人材不足の面が一番の悩みです。現在、社協関係、防犯・防災関係は中学校区で実施しているという背景もあります。しかし、基本的にはまちづくりは小学校区がいいかなと思います。防犯については小学校もありますが、二見の場合は中学校区が一体となって年末の防犯などを実施しています。

(委員) :

望海地区では、小学校区単位で防犯活動を実施しています。私たちの地域では、自治会で地域の人を見守っていこうという考え方で統一されています。自治会でできることは実施していくといった方向性で、私達の地域は頑張ってきています。

(委員) :

西明石地区は市民センターがないものですから、市民センターの機能をというのを知りません。ですから、本当に必要なものなのかなという気もします。確かに、市民センターに知恵を借りるという面では良いのではないかと思います。防災等は普段から小

学校単位で実施していて、恐らく活動の中で市民センターに知恵を借りたり相談するという感じで取り組んでいけば、いざとなった場合に市民センターを頼りにする必要はないと思います。市民センターが何もかも機能すれば、例えば、消防のことも防犯も防災のことも何でも知っているということになれば、どんどん市民センターが大きくなって、行政の肥大化を招くことにつながりかねません。小学校区でやるのが一番であり、中学校区で取り組むことは出来ないと思います。我々の地域では来年から地区社協も小学校区単位に編成されますが、現状は中学校区単位です。しかし実際に望海地区では中学校区単位では現状は何もできていません。地区社協も全て小学校区単位で活動しているのが実態です。

(会長) :

ありがとうございました。基本的にはやはり、小学校区で考えなければいけないと思います。先ほどのお話にも出ましたように、身近なところから考えられるものもあると思います。自治会、小学校区、中学校区等のいわゆる補完性の原理と呼ばれている部分です。一番身近にできることは地域でやりましょう、そして調整等のできないところはもう少し上の枠組みで考えましょう、ということです。市民センターの役割というのは、知恵を出す、あるいは調整せざるを得ないことや一緒に取り組んだほうが効率的であることを実施する場合の音頭取りをすることだと思います。原則的には小学校区単位だと思っています。小学校区でも見守り等については自治会レベルで取り組んだほうが効果的でしょう、という話になると思います。例えば、小学校区に校区社協ができるとすれば、校区社協が音頭取りをしながら、そういった見守り活動を組織化する、そのようなイメージになると思います。おそらくそのようなイメージをみなさんの中で持っておられるのではないかと思います、そういう形でよろしいでしょうか。

(委員) :

前回申し上げた通り、すでに施行されています自治基本条例の 19 条に小学校区コミュニティセンターを協働のまちづくりの拠点として位置づけると明記されています。まちづくりを考え実践する場、市民と市が協力するための場、まちづくりの場とすると明記されていますので、自治基本条例に抵触することは難しいのではないかと思います。確かに市民センターというのは非常に良い発想だとは思いますが、条例との関係がございます。前回の事務局の答弁では、小学校区の単位として 1 つの拠点としてコミセンがあるとおっしゃいましたが、19 条の文言からはそういった余地は非常に少ないと思います。小学校コミセンを拠点として機能分担を図るということは可能だと思いますが、法的にどうするのかわかりませんが、19 条との関係がやはり気になるころではあります。

(会長)：

私が先ほど申しあげましたのは、基礎的自治体と広域自治体との関係や、地域での役割分担をどうするかという問題の中に、市民センターをどう位置付けたらよいかという議論です。これに関して、19条との問題は多少あるかと思いますが、決して違反にはならないと思います。役割分担を決めなければいけない中で、中心を別に移してしまうと問題があると思いますが、あくまでも中心は小学校コミセンであるということならば、大きな問題はないと思います。事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

(事務局)：

自治基本条例についての検討委員会では、絶対に小コミでなければならないといったことはありませんでした。小コミを拠点としてこれからやっていくといった位置づけであり、そうした形で進めましょうという趣旨で書いています。実際のところは小コミだけではなく、他にも地域でまちづくりを進めるところはあると思います。小コミを拠点としてこれからやっていこう、という方向性を示したものであります。そのあたりは絶対小コミでなければならないといった議論ではなかったかと思います。

(委員)：

協働のまちづくりの拠点として小学校コミュニティーセンターがあるということだと思います。第2回検討委員会で頂いた資料の中で、校区まちづくり組織について、その名称がいろいろ異なっていました。コミュニティ推進協議会、地域づくり推進協議会、まちづくり推進会、まちづくり協議会、連合協議会、自治協議体、各種団体協議会等、いろいろな名称が付いています。そのほとんどが小学校を拠点として、何らかの自治会が連合して協議会を作り、そのまちのことを決めているという形はある程度できているのではないかと思いますので、小学校区を単位とすることについては何も異議はありません。ただ名称の問題は前にも出ていましたが、小学校コミュニティーセンターといった形で推進するのか、地域のまちづくりの拠点という事であるならばそれなりの名前を付けるのか、そのような点が問題としてあると思います。

(会長)：

ありがとうございました。名称については、それぞれ異なっても良いと思います。ただ、条例上は何等かの包括的な名称を付ける必要がありますね。人材の問題もご指摘がありましたが、これについて何か意見はございますか。人材づくりについては、協働のまちづくりを進めるうえでの環境づくりということになるのではないかと思います。

(委員)：

人材不足と言われますが、まだまだ自分たちが気づいてないだけで、探せば団塊の世

代の方などたくさんいらっしゃるのではないかと思います。地域の中だけでなく、少し離れたところで活動されている方もいると思いますので、そのような方々を自分たちの地域に巻き込むということが現実の課題だと思います。

(会長) :

呼び込む方法として、何か具体的な意見はございますか。

(委員) :

やはり呼びかけが一番の方法だと思います。呼びかけを何度も行って、直接お会いして、ぜひ地域活動に協力してくださいという旨をこれから呼びかけたいと思っています。

(委員) :

自治基本条例ができてからは各小学校区で協働のまちづくりが進んでいると思います。しかし、リーダーによって、協働のまちづくりの組織や進め方が違っているということがあります。

きめ細かく運営委員会を作っているところと、大きい自治会を主体に簡易的に作っているところと、外から見ても内容が違っていることが分かります。細かく進めていくところと、全体として進めていくところとがあるように見受けられます。人材についてもいろいろな団体が参加している組織であると人材を見つけやすいという事があると思います。全部を統一しなくても、ある程度参考にしながら進めていく、そのあたりが問題ではないでしょうか。

(会長) :

そうした良い例の検証を進めて、広めていくということは必要かもしれません。「いい人材がいるでしょ」とか、「こうすれば人材が見つかりますよ」といったような仕組みの環境作りもいいかもしれませんね。

(委員) :

芦屋でも新しい公共という事で、人材育成をするのですが、その際に NPO を巻き込まないといけないとされています。NPO を巻き込む方法として、会議体を作ろうと思っています。企業であったり、自治会であったり、NPO であったり、ボランティア団体であったり、行政であったり、様々な人に集まって頂こうと思っています。そして、どんな人に地域を担って欲しいですかといった1つの理想像や、こういう人を育てたいという目標を作ってもらいたいと考えています。まだ理想の段階ですが、それを実施するためにはどのようなプログラムで、研修を行っていけば良いのか、会議をもっていったら良いのか、説明会を行ったら良いのか等を含めて、丁寧にしていけないといけないと感じています。育成には長い時間がかかるなどは感じています。成功しましたらモデ

ル事例として提供したいと思います。

また、地域格差の問題が非常に気になります。小さな芦屋のまちでも、山の手の方の自治会、海に近い自治会、中心部地域の自治会とでは全く状況が異なります。協働のルールに関してどこに軸を合わせるかによって変わってくるが、統一的に決められても格差があるからできないという部分をどうフォローしていくか条例が決まった後に問題になると思います。そのあたりの格差については、フォローしなければならないと感じました。

(会長)：

前回の議論でも出ていましたように、実施できない地域について、どのようにしていくかということですね。能力を発揮させる、資質を信じて伸ばすという考え方と、できないことをできるように、プラスにしていくという考え方があります。地域について、持っているものや機能を発揮させるということが一番いい方法ではありますが、それがなかなか難しい地域については、どうにか力を入れてプラスのものを積み上げていかないとはいけません。このあたりが、また考えていかなければならない課題だと考えています。

(委員)：

地域に関してリーダーが枯渇しそうだとか、あるいは劣化するという意見がありました。私の地域では、明石の市民協働型パイロット事業を始めて2年目になるのですが、自分たちの地域が主催する形でその事業を受けた6団体が意見交換会を行い、約2時間半話し合いをしました。最終的な話し合いについては、これからもまだ続くのですが、やはり他の団体の意見を聞くと、自分たちもこれができるのではないかと、改めて、気付くこともありました。私は地域、地域と言ってきましたが、先ほど他の委員がおっしゃっていたように、いろいろな見方をすれば、いろいろなところがあるのかなと思いました。パイロット事業では3つのグループが子どもについてのテーマを進めていますが、これらが情報交換しながら来年には新しいパイロット事業を考えようかという話も出てきています。そういった事も含めて、各団体から意見交換をしてよかったという評価も頂きましたし、これからも続けたいという意見を頂きました。

(会長)：

ありがとうございました。地域の中で各種団体がこれから、どのような活動をしていくのかという事をコーディネートされたというお話をして頂き画期的だなと感じました。またその取組みが効果がありそうだという事で、協働のルールの中にも出てくる地域と様々な団体の協働の在り方を考える上で大きなヒントになると思います。実際に条例の中で具体的にどのような考え方で進めていくとうまくいきそうだということがありましたら、またお知らせ頂きたいと思います。他に意見等、よろしいでしょうか。

(副会長)：

先ほどから市民センターとの関係について、防災や防犯の面から見た場合のお話がありました。基本的には小学校区を単位として、市民センターはそのサポートを行うという話の流れだったかと思います。しかし、私が1点気になりましたのは、委員の方がおっしゃっていたように、災害時の場合についてです。東日本大震災を見ていまして、大量に外部からボランティアが来た場合に、地域がいきなりそれを受け入れて処理することは難しいと思います。全国的には社協が窓口になっていますが、一方で社協だけでは弱い面もあると思います。そこで、社協と市民センターがうまく連携をしながら、そうした支援を受け入れるための基礎体力を付けていく必要があると思います。市民センター、社協、自治会等が連携できる仕掛けを普段の中から持っている、非常時等に適応する柔軟性が格段に高くなると思います。今回の東日本大震災でも外との接点をいかに持っていたかということが重要で、外とつながる力、外の力を受け入れる力を持っていたか、ということが地域の立ち上がりに大きな影響を与えているという事もありますので、そこも少し意識しておいてほしいと思います。

(会長)：

最近の言葉で言うと「地縁力」という言葉になるのですが、そのための拠点として、市民センターが位置づけられるのか、という事だと思います。それでは、1点目の議論については、みなさんの意見も出尽くしたと思います。一つの結論としては小学校区をまちづくりの単位とするという事については、みなさん共通の見解であったと思います。市民センター活用する方法につきましては、地域を超えた問題や緊急時の問題などを考慮して、いろいろな位置づけがでてくると思いますので、そのあたりについても考えていく必要があると思います。また、人材につきましては、地域にある人材を見つけ出すだけではなく、各種団体との連携をすることで新たな人材を見つけ出して、場合によっては、その人を引っ張り込むといった事も必要になるといった事でした。ただ、問題としては地域の中で十分な力がないところをどうするのか、地域格差を埋めていくこと等も課題になります。このあたりが前回の議論に対する議論のまとめという形になると思います。

では次に、2点目の議題に入りたいと思います。資料2の中に、条例項目の検討内容(案)がございまして、事務局より資料2のご説明を頂き、条例項目について内容を確認していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 条例項目の検討内容(案)について

(事務局)：

資料2により、「条例項目の検討内容(案)」について説明。

(会長) :

ありがとうございました。見て頂きますと分かりますように、この資料に記載されておりますのは、枠組みをどのようにするのか、環境をどのように整備していくのか、という2点が主な内容になっております。みなさんの意見を踏まえながら、議論を進めていきたいと思っております。こちらにつきまして、何かご意見、ご質問などはございますか。

(委員) :

検討内容(案)の中に、市民の役割・責務という言葉がございますが、責務とは責任と義務という意味です。法令上義務を謳う場合には、一般的に違反すると罰則という事が出てくるが、この条例では当然そのようなことは考えていないわけです。そうであるならば、市民や地域団体に対する責務というのは、言葉としてはきついのではないかという印象があります。既存の自治基本条例には、市長等いわゆる執行機関や職員に対しては責務という言葉を使っています。しかしながら、それ以外のところでは責務という言葉は使われていません。やはり、市民にとってまちづくりというのは義務や責任というのではなく、1つの権利であります。そういったことを考えますと、もう少し表現を工夫したほうがよいのではと感じるところです。

そしてもう1点、協働のまちづくり推進組織の認証手続きについて意見があります。これは、何のために認証をするのか、認証基準等につきまして、現時点での考えを事務局よりご説明を頂きたいと思っております。それから、地域交付金制度については現在、住みよい地域づくり補助金というものがありますが、地域への交付金や補助金の現状について簡単に結構ですので教えて頂きたいと思っております。また、交付金の支出については、現在の明石市の財政状況を考えますと、楽観を許さないところがあると思っております。先日、ホームページ上で21年度の決算を拝見しましたが、決算約950億に対し、税収は約400億となっております。そして、市債残高が2,000億円なので、税収の5倍の借金を抱えている状況です。また、義務的経費が約500億円で、全体の50%を超えていますし、経常収支率は94%で、かなり硬直化しているという状況でございます。これから日本経済は好転する期待が持てませんし、極端な高齢化で税収は減少すると考えるのが妥当だと思います。新施策を実施しなくても、既存の福祉施策の対象者が増えていくことで予算規模は増えていくと思っております。そうした中で新たな補助金の設置となりますと、かなり慎重な議論が必要ではないかと考えています。市としてはこの条例の交付金の新設を考えているのか、あるいは既存の各種補助金を整理してこの条例の交付金として統合していくのか、現時点での考えをお答え頂きたいと思っております。

(会長) :

ありがとうございました。責務という言葉の問題も含めまして、事務局から説明を頂こうと思っております。では、お願い致します。

(事務局) :

市民の責務という言葉ですが、自治基本条例の中でもこの表現につきましても議論があり、やはり責務というような表現は市民に対してきついという意見もありました。市長、市議会については責務という言葉を使い、市民に対しては役割というような言葉を使うべきだという検討委員会のご意見もありまして、自治基本条例の中ではそのような内容とさせて頂きました。そのあたりも含めて、今後議論して頂ければ思っております。

また、認証手続きに関しまして、現時点では事務局は具体的にこう進めていこうという考えは持ち合わせておりません。その前段階である組織の要件についても、この検討委員会の中で議論して頂く部分かなと思っています。そのあたりが固まってきた段階で、次に認証の手続きをどうするかに進むことになると思います。そして交付金に関しては、何をもって交付金とするかという定義もありますが、市から地域へ現在いろいろな形でお金が出ております。大きいものとしては、まず各自治会に下りているお金、こちらは委託料というような形で出ております。それから、地域にある各種団体に目的ごとの補助金は出ております。例えばスクールガードには年間いくら、防犯には年間いくら、といった形で縦割りと言いますか、目的ごとに補助金を出しています。先ほど委員のお話に出ていましたように、住みよい地域づくり補助金を平成 23 年度から始めさせて頂きました。これの前段階として、平成 18 年度から県の事業になりますが県民交流広場事業を実施しております。県の事業に乗る形で、お金の部分は県が出し、いろいろな援助は市が行うという方法で、平成 18 年から小学校区単位でまちづくりを進めています。これは県による 5 年間の事業となっていて、5 年経つとほとんどの校区が県からの事業を終えお金も貰えなくなります。前々回の検討委員会でも地域の事業の説明をさせて頂きましたけれども、地域では新しい事業等いろいろなものが芽生えてきています。そして、この条例ができた後にそれを伸ばして頂くための資金という形で、本年度から県民交流広場事業が終わりました校区のうち 4 校区に対して、60 万円を限度にお金を出しています。大きなところでは、これらのようなお金が地域に出ております。また、今後どのようにしていくかという問題については、先ほど委員の方がおっしゃったように明石市の財政は非常に厳しいところであります。こうした状況の中で、例えば景気のいい時みたいに新しいお金を地域に無尽蔵に投入することはできないと私も思っています。どの程度のものでいいのかという点は、財政との関係があります。今現在出している予算の組み替え、これには地域に出しているお金の組み換え、市全体として施策の組み換えによって生まれてきたものを地域に出すという方法も考えられるのではないかと思っています。これについては、今後知恵を出して行って、お金を生み出していく方法を検討する必要があります。また、住みよい地域まちづくり補助金を含めて、各団体や目的、分野ごとに出している補助金を将来的にまとめて、一括して地域に任せていく一括交付金というのも 1 つの方向性かと思っています。

(会長)：

ありがとうございました。意見がある方、いらっしゃいますか。

(委員)：

芦屋市では、市民の責務、役割という言葉を使っています。私は参画条例を作る時から関わっていますが、確かにこの点に関して議論はありました。協働と謳うのであれば、行政と市民を対等にしたいという意識があって、それであれば責務も対等にしましょうということで、あえて責務と役割という言葉を使っています。

市民の位置づけですが、芦屋市では市民の定義を設けました。住民票をもつ市民はもちろんですが、そこで働いている人、学校に行っている人、企業も団体も全て市民です。先ほど、自治基本条例の方で包括しているというお話がありましたけれども、市民、自治会、団体、事業者という人たちを市民と定義づけると、同じように役割と責務という言葉がたくさん並んでしまうことになると思います。これについては今後議論して頂くことになると思いますが、市民をどの範囲で、どの位置付けにするのかについては、責務と役割を決めることで明確になると思いました。

(委員)：

自治基本条例では、協働のまちづくりと市民参画、情報の共有というのが三本柱であります。市の役割や市民の役割については、いろいろと自治基本条例で謳われています。第2回検討委員会で頂いた資料の「協働のまちづくり推進に向けて」の中では、市民の役割と市の役割という言葉を使用して、協働するという形になっています。ここには責務という言葉は全く使われておらず、役割という表現で定義されています。私としては、この考え方で進めていくのがいいのではないかと、責務では市民に対してきついのではないかと思いました。

(委員)：

私は、地域交付金制度について大きく関わってくると思います。協働のまちづくり推進組織の認証や要件というのは、将来、地域交付金を交付する段階になったときに必要になると思います。交付にあたって自治会だけという組織では難しいと思います。また、どの団体が入っているか調べるために認証や要件があるのではないかと、思います。責務についても、地域交付金に関係してくると思います。責務という言葉が適切かどうかは分かりませんが、市の役割と責務があるなら市民の役割と責務があっても当然だと思っています。権利と義務があるわけですから、市と協働で市民と一緒にやっていくのなら、責務もあって当然だと思っています。ただし、市民活動団体の役割、責務についてはどうかと思います。自治会の責務、協働のまちづくり推進組織の責務は、一括交付金となった場合に関わってくると思います。また、一括交付金にした場合は、その額を増やすよりも、私はむしろ削るほうが良いと思います。行政経費を減らす、まとめて減らすと

いうことをお願いしたいと思います。

(会長) :

ありがとうございます。委員がおっしゃっていたことは、市民にもそれ相応の責務があるというお話だと思います。おそらく他の委員が懸念されていることは、責務という言葉を使用すると義務なので、それに対して罰則規定があるのではないかとという点だと思います。委員のご意見は、罰則を設けるほど厳しいものではないかと思いますが、それなりの責務という考え方があってしかるべきだということですね。こうした言葉の問題については他にもあると思いますが、みなさんのご意見はいかがでしょうか。

(委員) :

責務の問題は、先ほど他の委員がおっしゃっていたように、地域活動・まちづくりへの支援といった項目が整備されましたら、解決してくるのではないかと思います。自治基本条例の際にも何度かお話させて頂いたのですが、市民の責任という言葉もきついのではないかという意見が当時出ました。今回は、協働のまちづくり条例ですが、こうした言葉の問題について、地域交付金やまちづくり拠点の充実、まちづくりの外部支援のこと等を総合的に考えますと、責務という言葉でもいいのかという感じが致しました。

それから、まちづくり拠点の充実の中で、私はもっと予算を頂きたいと考えています。その理由は、地域の中でやりたいことがある、もっと地域でいろいろなことができると思っているからです。そうした点を踏まえて、まちづくり拠点の中で小コミというイメージではなく、地域事務局や地域が地域で行うというイメージで考えています。そう考えると、やはり責務というのが合っているかなと思いました。

(会長) :

ありがとうございました。

(委員) :

先ほど出てきました、市民活動団体の役割と責務に関して、私はこの言葉を使用してもきつくないと思います。市民活動団体の中には任意団体として活動している団体、NPO 法人として法人格を取得して活動している団体など、いろいろな団体があります。法人格を持つ団体には、特に会計面などいろいろな規制もありますし、事務的な面でもきっちりとしなければ進めていけないことがあります。そう考えると、責務でも問題ないと思います。

(会長) :

ありがとうございました。責務の問題についてはいろいろな議論が出てまいりましたが、罰則ではなく、相応の責務という内容でした。それが、みなさんが共通して考えて

いらっしゃることだと思います。責務という言葉は少しきついというようでありましたら、相応の責任、または相応の責任と義務を負う、といった内容に変えて、責務という言葉の分解する方法もごございます。この点に関しましては、また事務局とも相談したいと思います。

他にもいろいろな課題がありますね。例えば、まちづくりへの支援・環境整備については、お金の面だけでなく、市民センターをどう活用するのかとか、地域格差の解消であるとか、かなり具体的なことを盛り込まなくてはいけないと思いますが、このあたりについては、いかがでしょうか。

(委員) :

市民センターの在り方をもう少し前面に押し出してもいいのではないかと思います。それから、拠点作りの市民センターではなくて、人材活用や情報源のネットワーク拠点として市民センターを、という取扱いではなかったかと思えます。まちづくり単位のネットワークづくりが市民センターというのは、少し大きく捉えすぎではないかという気がします。また、市民センターがない地域はどうしていくのかという問題もあります。市民センターがない場合はどうするのですかという声が上がってくることを想定して、あえて資料の中では市民センター等という記載にしているのだと思えますが、そのあたりをどう捉えるかですね。また、この問題では、市民センターだけでなく中学校コミセンの在り方もひと言文言を入れたほうがいいのではないかと思います。小学校単位という話になっていますが、児童数や生徒数については300人未満の学校や1000人を超えている学校など様々ですし、学校自体も創立100年以上の古いところや創立20年～30年の新しいところなど様々です。そうした中で、どこも同じ形式で行うことは難しいと思えます。また、地域によってリーダーの育成方法も異なりますので、地域間格差をどうしていくのかという問題をこのネットワークの中に組み込むことになるかと考えています。それらの問題を踏まえると、やはり中学校コミセンはもともと先導するべきであるところが多いので良いのではないかと思います。

(委員) :

ただ今のご発言について、考えを申し上げます。第2回検討委員会の説明では、小学校コミセンはまちづくりの拠点、中学校コミセンは生涯学習の拠点という位置付けになっていたと思います。実際のまちづくりに関しては、現在28小学校あるうちの1つだけが校区まちづくり組織がない状態で、それを除けば何らかの校区まちづくり組織があって、そこを中心に進んでいます。自治基本条例の中にもありますように、あくまでも小学校コミセンを拠点にするという形式を取っているだけで、実際にまちが動いていく上では各種団体を集めて校区まちづくり組織を結成する形で進んでおります。そうした校区まちづくり組織の人材や、コミセンや校区まちづくり組織、市との関係をどのようにしていくかという点をきっちり決めていくことが大切だと私は思います。

(会長) :

ありがとうございました。関係というのは、難しい点ですね。そう申しますのは、本日の資料を見て頂くと分かるように、枠組みや環境整備の部分について多く記載されています。では、枠組みと環境整備ができたので、さあどうぞと申し上げた場合に、果たしてきちんとスタートして上手く機能できますでしょうか。例えば、先ほど出ました一括交付金に関しては、補助金を受け取った場合にどのように使用するかという問題が出てきます。こうした時、協議会の中で使用方法を決めていくことになると思いますが、その協議会に参加する団体には、自治会が出てくることもあれば、外部の機関、NPO 法人などが関係してくる場合もあります。そうすると、自治会だけでなく、NPO 法人なども補助金を使いたいという意見が出てくることになります。この意見をどのようにして束ねていくのが問題になってまいります。先ほどの委員のお話では、芦屋市の場合は事業者も市民も含まれているということでした。また、自治基本条例の中でも事業者も市民の中にも含まれています。そうした人々も巻き込んでいかなければならない。この検討事項については、枠組みと環境整備について書いてありますが、どうやって決めていくのか、決め方が書いてありません。そうした点が難しいところになります。おそらく、枠組みと環境整備だけでは動かないと思います。決め方をルールとして決定しておかないと、機能していかないだろうと思っています。それこそ、参画と協働のルールが一番発揮できるのではないかと私は考えています。いわゆる地域ガバナンスということです。

この点について、何かご意見がありましたら、聞かせて頂けますでしょうか。

(委員) :

1つの例として紹介させて頂きたいのですが、芦屋の条例では、いろいろな物事を決めていく際に住民投票を実施することはやめましようとなっています。何かを決める時にすぐ住民投票を実施しがちなのですが、投票数が多いからその意見が通る、少ないから通らないといった白黒付ける方法は、協働や協働の事業を考える上では適していないのではないかという意見が出たからです。手間ひまはかかりますが、やはり話し合いを重ねて、お互い歩み寄って結論を出すことにしましょうということになりました。そして、あえて住民投票は実施しないという内容の条例になっています。

(委員) :

住民投票に関して申し上げます。住民投票がたとえ条例中に出ていたとしても、実際に住民投票を実施するのはとても勇気のいることだと思いますので、住民投票を実施しないと決めることは、いいことかもしれないと思いました。

(会長) :

ありがとうございました。民主主義のルールとして多数決というのはありますが、地

域のルールを決める場合には多数決以外の方法もありますよというご意見でした。

議論もまだあるかと思いますが、時間の関係もございますので、次に今後の考え方として地域自治について考えていきたいと思えます。先ほどの議論にありましたように、小学校区単位ということについてはある程度決まってきました。認証をどのようにするかという問題はある程度推進した団体を公的に認めていきましょう、そうした団体に包括的な補助金を支給していきましょう、というのが1つの考え方になってくると思えます。そうなりますと、地域の中で問題を発見し、解決策を考え、優先順位を付けて実施していく、という在り方は自治のルールになります。そして、明石市の場合それを決めるのは議会になります。ところが、校区まちづくり組織に関してはいろいろな名前で様々な団体が存在し、考え方もそれぞれ異なると思えます。主体や中心となるテーマも違うと思えます。そうしたところを踏まえて、地域の中でどのようにガバナンスをしていくのか、その1つのアイデアとして地域自治組織があるのではないかと考えています。この点については、事務局で先進市の事例をいろいろと調べて頂いておりますので、まずはその説明をして頂き、その後みなさんに議論を深めて頂くことに致します。

4. 先進市事例について

(事務局) :

資料3、当日配布資料により「先進市事例」について説明。

(会長) :

ありがとうございました。先ほどお話をしましたルール作りの中で、今回様々な枠組みを巡るルールについて説明してもらいました。決定システムということで、今回の資料には意思決定組織に赤い枠が記されてありました。ただ、具体的にどう決定しているのかについてはわかりませんね。

地域自治組織の中で実際には何度か話し合いを続けることになると思えますが、最終的にどのように決定していくのが難しい点ですね。名古屋市の事例では、地域で決定する組織を作って、実際の行動は市役所が担うというものでした。問題もいろいろと指摘されていますが、そういった事例もあるということですね。その他に、一括交付金の例なども含めて先進市の事例が紹介されました。何かご質問やご意見がありましたら、お願いします。

(委員) :

単純な質問ですが、明石の人口は約30万人ですが、今までの事例で明石の人口のサイズに1番近いところはどこでしょうか。規模によっても大きく性質が違ってくると思えますので、教えて頂けますでしょうか。

(事務局) :

高松市は合併したこともあり、明石市より規模が少し大きいですね。宮崎は忘れてしまいましたが、池田市の規模は明石より小さいですね。学校区が 11 しかないというところからも、市の規模としては十数万人程度だったかと思います。ただ、やはり小学校区になりますとだいたい 1 万人前後です。学校によってかなり人口に差はありますが、明石の場合も約 29 万人で 28 小学校、池田市にしましてもだいたい 1 万人程度です。高松市の場合、少し田舎の方では人数が少ないところもあるようですが、池田市の場合もだいたい 1 万人程度の規模ということとされているかと思います。

(委員) :

先ほどの条例検討内容(案)の中で、職員の意識啓発というところが少し気にかかっていました。地域への職員サポートの事例として八戸市が紹介されていますが、それはどのようなところまでを想定するのかという問題があります。

先ほどお話ししました明石市のパイロット事業者の意見交換会の時に、これまではコミュニティ推進室の職員に参加して貰えなかったが、直近の会議では 3 名の職員が参加してくれました。これによってお互いの本気度が高まったと感じました。

どういったことがこの意識啓発の中に入ってくるのか、また地域にどのように関係するのか、関係しようとしているのか、八戸市の事例や職員啓発の事例についてどのようにお考えなのか聞かせください。

(会長) :

先進市の事例を含めて、ご存知の範囲で、お答えをお願いします。

(事務局) :

市と市民・各種団体が、どのような形で協働していくのかについては、色々な姿や形があっただけだと思います。その時々や事例毎によって、ベストな、またはベターな形があると思います。場合によっては、八戸市や習志野などには、職員の地域へのサポート体制としてサポートチームといったものもあると聞いております。ただ、そこへの入り方が、例えば普段の活動から一緒に実施していくところもあれば、会議の席に行って会議のコーディネート的なことを実施していくところもあります。もしくはアドバイスのようなことを実施していくところもあり、いろいろな形の入り方があるということも聞いています。その点につきましては、市と市民との役割分担にも関わってきますので、議論の中でいい方法を一緒に探していけたらと思います。

(会長) :

そうですね。実際に各先進市へ取材に行っているわけではないので、公開情報だけで

はなかなか細かいことは分からないと思います。むしろ、我々明石としてはどのようにしていくのか、そのほうが大事かなと思います。

では、ご質問等が他にないようでしたら、この事例などを踏まえまして、協働の条例案の方に議論を戻したいと思います。例えば、こういった点はもう少し検討したらいいのではないか、先ほどから言っています地域自治組織内の意思決定システムをどうしていくのか等、考えて頂きたいと思います。

先ほど明石市の中にいろいろな校区まちづくり組織があるとお話されていて、様々な組織を見られていると思いますが、何かそのあたりについて意見があればお話し下さい。

(委員) :

明石市の校区まちづくり組織について頂いた資料を拝見しているだけでは、実態まで分かりません。実態を知ろうと思うと、その校区まちづくり組織のところに行って質問しなければ、内容はよく分からないと思います。ただ、条例項目の中に私達がどういった内容を入れていくかに関しては、協働のまちづくり推進組織としてはどうあるべきなのか等を検討していく必要があると思います。それから、地方交付金制度についてはいろいろと案を見せて頂きました。現状ではいろいろな団体に様々な形でお金が出ていますが、それを一括するとなると、その地域の中でどう分けるのか、かなり揉めると思います。これを条例の中にどう記載するのかは、非常に難しい問題です。そして、人材育成の関係についてもいろいろな資料を見せてもらいましたが、市と市民と一緒に実施するという点については、今の明石では地域福祉という形で職員が来てくれています。こうした形で市の職員が地域の中に溶け込むことになると、それには職員の人員が多く必要となってきます。また、いろいろな分野の様々な会議に市の職員が来てくれるのか、そこあたりも難しいと感じています。これらのことを条例の中にどのように入れていくと良いのか、私にもまだよく分かりません。

(会長) :

ありがとうございます。では、もう少し意見を伺いたいと思います。

(委員) :

先ほどの事例紹介で、池田市のボランティアの件にはびっくりしました。ボランティアとしてするというのは、話が少し違うなと思います。職員は仕事として、庁内のコンセンサスをとって協働のためにやっていかなければならないと思いますし、どこの部分を協働でやっていかなければならないのか、それに対する対価は当然支払うべきだと思います。仕事として関わる職員と、ボランティアとして関わる市民と一緒に協働するから意義があることなので、そのあたりの補償は必要ではないかなと思いました。

実は、芦屋もなかなか庁内のコンセンサスが取れない状況がありました。市民参画課という部署が、協働の事業を展開しようと庁内の中で呼びかけをしましたが、最初はな

かなか手が上がらなかったです。そうした中、今年初めて協働のモデル事業が3つ上がってきましたが、実は参画課の中にもその事業がモデル事業であることを知らない人がいる、窓口の人以外は知らないということもありました。また、先ほど福祉の話が出ましたが、福祉分野は今かなり進んでいます。先に市民の中からまずプロジェクトチームを作って、その上でよりアクティブに巻き込んで行こうということがこの前の定例会で決まったようです。このことについて福祉部の担当者に、いつ参画課と協働をするのですかと尋ねたところ、次の段階でという回答があり、それはおかしいと感じました。参画課との協働があり、市民との協働事業を進める中で福祉部の仕事が進められていくのなら分かりますが、先に福祉部ばかりが進めていて、参画課が置いていかれている状態はおかしいと思いました。市民から見た場合、どうなっているのと感じられるところでは、明石市も各職員がそれぞれ協働をどう考えていくのか、それに対して市全体としてどのようにサポートするのかということは考える必要があると感じました。

(会長)：

福祉分野が先に動いてしまうという点については、分からなくもない部分があります。そう申しますのは、福祉国家から福祉社会へという動きは、今から約10年前に転換が始まったものです。また、地域へという動きは1970年代からずっと行われているものです。そうしたことから、どうしても地域と結びつくのは、福祉となってしまう点はあると思います。ただ一方で、コミュニティ施策を担っている市の行政機関ともっと綿密に考えていかなければならないという問題もあります。庁内の考え方がどうなっているのかという事を感じます。他にご意見等あればお願い致します。

(委員)：

地域にもいろいろな役割分担や責務があるという話がありました。しかし、そうすると人材が育たない上に、そうした役割があるのなら嫌だと感じる人もたくさんいます。楽しくなければ誰も人は集まらないと思います。そこに行けばみんなと楽しくできるという組織を作らなければ、人は来ないし、まちづくりもできないのではないかと感じています。

(委員)：

先進他市の例を拝見していると、福祉施策といった本来は市民間で平等なサービスを受けられなければならない項目がかなりあります。そうなってきますと、私は認証の重要性を強く感じました。地域自治組織の事例を見ますと、1つの公共団体の中に新しく別の公共団体ができるという体制になっています。いろいろな施策の決定が議会を通らずに各地域で行われることになると、現在の議会制民主主義はどうなるのかと思いました。要するに、現状では市民の中から選挙を通じて選ばれた代表者が市議員であり、市議員が議会の中で議論をして、市としての

意思決定をしています。同じようなことが地域で行われることになると、議会制民主主義に反することになります。その点からも事業認証は非常に大切になってくると思われました。そして、もう1つは、多額の一括交付金が交付されると会計事務能力が大変になると思いました。その中では、他の委員もおっしゃったように地域格差の問題が非常に重要な課題になると感じました。

(会長) :

ありがとうございました。議会制民主主義との関係はおっしゃった通りだと思います。市議会をどうするのかという問題は出てまいります。市の資源を使って実施しますので、市議員にしてみれば議会をないがしろにしている、議会制民主主義はどうなるのかという意見が出てくることは、当然だと思います。この話になると議会はどうかという話には必ずなると思っています。それ故に、この協働条例の中でも、どのようなルールを作るのが議会との関係も含めて重要な話となってくるわけですね。お金が入ってくると優先順位が決められますし、議会というのはそうした予算を決める場になります。同じことを地域の中でする、しかも選挙で選ばれたわけではない人たちが行う、しかも多数決ではなくもしかしたら話し合いで決めるかもしれない、という状況になることが考えられます。また、規模としては1万人くらいの規模になると、これは相当大的な規模です。例えば40人のクラスでも話し合ってみるの大変なことです。それが1万人の地域となるとますます大変で、先ほどもありましたように格差の問題も出てきます。地域内でできるところはいいのですが、例えば新興住宅マンション等の新しい地域で行うと、関心層と無関心層があり、どうしてこういったことをしているのかという議論が出てくるであろうと思います。だからこそ、根本的なルールはこうですよという部分を私達の中で決めていきたいと思っています。他にご意見がございましたら、お願い致します。

(委員) :

いろいろな事業内容がある中で認証をするとなりますと、条例で全てを決定できないという場面が出てくると思います。そうなりますと、規則、特に詳細な内容の規則が必要になります。条例を出す際には当然規則も一緒に出すことになると思いますが、その規則の内容も我々検討委員会で議論していくのかどうかについて、教えて頂きたいと思っています。

(会長) :

後ほど事務局の考えも聞きますが、おそらく規則まではこの場で議論しなくてもよいだろうと思います。しかし、その規則の考え方の根幹はこの条例にあります。このような趣旨の団体を認証します、という考え方の部分です。その考え方を活かすために規則を作っていくという流れになると思います。例えば、NPOの認証等が自治体へと移管

される事例でも、出てきているような問題です。今後は、税制改正の関係で NPO の認証方法が変わる、つまり自治体が認証を決める方法へと変わるようです。認定に関しては、内閣府ではなくて財務省が所轄庁となっているところを、地域自治体になるという話があります。そうしたことにも関連してくるような問題ですね。

(委員) :

そうですね。NPO 認定を行う地方自治体は、主に都道府県レベルになるかと思いますが、もしかすると神戸市等の政令指定都市は認証を行うかもしれませんね。

(会長) :

認証の問題というのは、行政にもいろんな意味で関わってくる問題なので、行政側も慎重に議論されることになると思います。他にご意見はございますか。

(委員) :

地域交付金制度について意見します。先ほど、お金の扱い方に関してお話がありましたが、現在地域に対する支援として、スポーツ 21 に 1300 万円、県民交流広場事業に 1300 万を支援して頂き、会計処理について責任を持って実施し、監査も受けております。それ以外に、交付金や補助金を合わせて毎年 200~300 万円を処理しておりますので、その点に関しては地域をもっと信頼して、地域交付金の際にも任せて頂きたいと思っています。もちろん、適宜評価は受けますが、過去の事例からすると、地域を信頼して頂いて大丈夫だと思います。

(会長) :

いかがでしょうか。もう少しご意見を聞かせて頂けますか。

(副会長) :

先ほど、住民自治であるとか、本来は行政が担っているサービスを地域自治組織が請け負う事例の紹介がありましたが、こうした方向へ大きく動いていった背景には、合併問題があります。合併という道を選んだ自治体も、選ばなかった自治体も、どちらにも危機感があります。財源がなく非常に苦しい状況にある中、更に高齢化が進んでいる中で、地域の人たちの生活をどのように支えていくのかという問題にかなりの危機意識を持って取り組んでいます。そうした中で、これは地域を支える仕組みとして取り組まざるを得ないという強い思いから検討されている、というのが先進市の事例、特に地方都市の事例に多く見られると思いました。明石の中でも、こうした問題に地域の中でどのように取り組んでいくのか、それに適した運営方法としてはどのようなものがあるのかをよく考えていく必要があると思いました。また、この事例資料の中で紹介されました法定の組織として、市長が選任して認定するものと、住民自身が核となって作るものと

ありましたね。このうち、市長が選任して預かって実施するという形式では、なかなか重要な自治には結びつきにくいと思います。そうしたことから、少しずつ増えてきているのは、住民が主体的に地域自治組織を作っていく形式になっているようです。また、その背景には、その組織を支える考え方やルールとして条例を作るというのが多いと思います。そして、その中で重視されているのが、地域のニーズに合った柔軟な運営ができること、柔軟な意思決定ができることです。しっかりとした透明性の高い意思決定をしなければなりません、そうでありながらも柔軟であることが必要ですし、また、住民の主体性や対等に行っていくことも必要です。そのためにも、事務局もしっかりと準備をして実施していくことが大切です。地域の事情や何を重視しなければいけないかという事を読み取りながら進めていかなければいけないと思います。明石の場合もそれぞれの地域の状況に合わせて、それをどう発展させていくべきだろうと思いますが、今ある組織の在り方と、将来目指すところ、というのを繋いでいくような視点をもってこれから必要な項目とか、重視していく事項等を考えていかなければならないのかなと思います。また、議会との関係などは、朝来市の事例などはよく議論されていると思います。その背景がわかる本がこの夏に出版されているので、その本を見て頂き、議論の背景等について参考にしていただければ良いと思います。

(会長) :

ありがとうございました。いろいろ議論はあると思いますが、最後にこれだけのご発言されたいという意見は、ございますか。

(委員) :

格差に関してですが、芦屋市には現在小学校区は8つしかありません。それと別に、集会所が12箇所あります。この集会所は市民センターの役割までは担っていませんが、地域の拠点となっています。山の方、海の方、市街地の方など、いろいろな場所にあります。この集会所の貸し出しをして、利用料を徴収しているのですが、市街地の集会所は借り手がいるのに、山の方では借り手がないという状況です。市からの補助は公平にしていますが、実際にはそれ以上に収入があって、差が出ています。市街地のように自立して運営できる所と、山の方のようにどんなに頑張っても自立できない所があります。そのため、わずか12箇所の集会所であっても地域格差は出てきています。その集会所を運営しているのは、地域の自治会や子ども会、老人会などが加入した運営協議会になるのですが、その運営協議会で構成する連合協議会というのを作っています。そして、連合協議会の事務局に対して市からのお金を補助し、その事務局から各地域に分配する形をとっています。そうして、うまく事務局でお金を調整をすることで格差を埋めて、どの地域も継続できるように支援しています。

今回、小学校区で地域のことをするという内容で進めていますが、格差解消のためには、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で格差を調整するような仕組

みも検討する必要があるのではないかと思います。

(会長)：

ありがとうございました。昔でいうところの水平補助金ですね。現在の日本の補助金は、垂直補助金ですが、水平の場合はお互いが調整できますね。日本でも水平補助金を昭和 20 年代に検討しましたが、意見がまとまらず、今のような補助金制度になっています。広域行政になるとそれが可能になるのではないかという議論もありますが、それをやると議員数がそんなに多く必要かという話も出てきて、なかなか難しい問題もあるかと思います。

本日はいろいろなご意見を頂きまして、ありがとうございました。時間の関係がございいますので、本日の議論はこのあたりで終了にさせて頂きたいと思います。本日のご意見を含めて、またいろいろと見直しを加えていきたいと思います。また、市の中の小さい単位での自治の在り方についての議論もありました。議会の話もありました。ただ、市長も何らかのお考えがあるようです。これまで市長懇談会も開催される中で、各地域の思いもいろいろとお話されたそうです。やはり、この議論を進めていく上では市長の考えを聞かなくてはなりませんので、そのあたりについて市長の意見を聞きたいと考えています。そこで、次回の検討委員会の際に、事務局から市長の考えにつきましてご報告をして頂きたいと思います。市長にこの場に来て頂くことも難しいと思いますので、考えをまとめたものを作って頂くということでいかがでしょうか。

(委員)：

今、お話にありました市長との懇談会について、私は自分の地域の回に出席しました。その中で、明石駅南の再開発問題は若干触れられるにとどまり、他には財政がとにかく逼迫しているという話が出ていましたが、これはどの地域でも話題に上がったのではないかなと思います。また、他には地域の課題として道路が狭い、溝が深くて通学路が危ないなどの話が出ました。こちらについても、同じような課題が他の地域からもおそらく出たと思いますが、実際のところは出席していない地域の懇談会の様子は分かりません。そこで、各地域がどのような課題を持っているのか、その情報を頂きたいと思います。

(会長)：

おそらく懇談会では細かい議論が出てきたと思います。おそらくその一方で市長は「何とかしてくださいよ」という事ではないんだ、という事が言いたかったのだと思います。そのあたりの考えが出てきていると思うので、そのあたりの内容と、今日出てきた意見などをまとめて頂いて、次回事務局より報告して頂いてよろしいでしょうか。

では、本日のご意見をまとめながら、今後進めていきたいと思います。よろしくお願い致します。

5. 第5回検討委員会内容と開始時間について

(事務局) :

承知致しました。市長懇談会は、7～10月までの約4ヶ月間で28校区の地域を回っていました。内容としては、各地域から同じような内容が出ていたこともあったと思いますので、それに関しまして何らかの資料は出したいと思います。

事務連絡になりますが、第5回検討委員会は12月22日 17:30からの予定でしたが、進行の都合により17:00開始とさせて頂きたいと思います。

本日は、非常に熱心なご意見を頂き、ありがとうございました。それでは、これもちまして第4回検討委員会を終了致します。